

水産関係地方公共団体交付金等実施要領に基づく水産業強化対策整備交付金において対象となる施設の改築の内容の明確化について

元水推第1333号

令和2年3月31日

水産庁増殖推進部栽培養殖課長

令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、「水産業強化支援事業」における施設整備支援の対象となる「改築」の範囲の見直しの提案が行われました。

当該提案を踏まえ、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）」において、「水産関係地方公共団体交付金等実施要領に基づく水産業強化対策整備交付金については、地方公共団体等における円滑な事業の実施に資するよう、対象となる施設の改築の内容を明確化し、地方公共団体に令和元年度中に周知する。」とされたところです。【別紙1、別紙2参照】

このため、対象となる施設の改築について、下記のとおり周知を行いますので、御了知ください。

1. 水産業強化対策整備交付金の対象となる施設の改築の現行規定

さけ・ますふ化場などの資源増養殖目標における施設の改築については、水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知）別記7の第2の2の（2）のエにおいて、交付の対象を以下のとおり定めています。

エ 改築

既存の施設について、その目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものであり、以下の（ア）から（ウ）までのいずれかの場合に限り交付の対象とする。

（ア）施設の再生（次のaからcまでの要件を全て満たすものに限る。）

a 著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもの

b 新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られること。

c 当該施設の利用状況が適切であること。

2. 改築の内容の明確化

上記の（ア）aに関し、「著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもの」については、施設の立地条件等のやむを得ない要因により、施設が著しく損耗し、当該施設の機能を十分に発揮することができず、法定耐用年数まで当該施設の機能を維持することが困難となり、当該年数が経過していないにもかかわらず、施設の再生を行わざるを得ない特殊な事情を有する場合とする。

3. 水産庁への事前の相談

法定耐用年数を経過していても、「施設の再生」に限らず他のメニューで支援可能な場合もありますので、「水産業強化対策整備交付金（ハード事業）」の活用を検討される際は、前広に相談の連絡をお願いします。

連絡先：

水産庁増殖推進部裁培養殖課

担当者：香 西

代表：03-3502-8111（内線 6824）

ダイヤルイン：03-6744-2385

FAX：03-6744-2386

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

令和元年 12 月 23 日
閣 議 決 定

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和元年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2 一括法案の提出等

下記 4 及び 5 の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和 2 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

5 義務付け・枠付けの見直し等

【農林水産省】

(12) 水産業強化支援事業

水産関係地方公共団体交付金等実施要領に基づく水産業強化対策整備交付金については、地方公共団体等における円滑な事業の実施に資するよう、対象となる施設の改築の内容を明確化し、地方公共団体に令和元年度中に周知する。

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

292

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

「水産業強化支援事業」における施設整備支援の対象となる「改築」の範囲の見直し

提案団体

山形県、新庄市、村山市、天童市、河北町、最上町、大蔵村、高畠町、三川町、庄内町、遊佐町

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

老朽化したサケふ化施設の機能を維持するための改築のうち、耐用年数を経過していても、機能向上を併せた長寿命化が可能な施設の改築については、「水産業強化支援事業」の交付の対象となるよう、同事業の施設整備支援の対象となる「改築」の範囲を見直すこと。

具体的な支障事例

本県のサケふ化施設は昭和 50 年代に整備され、多くが築 40 年以上経過しており躯体等の大部分は継続使用に耐える状況にあるが、屋根や外壁等躯体以外の修繕必要箇所が増加している。本県を含む日本海沿岸の各県では、歴史的に内水面の漁協あるいは集落単位でふ化施設を整備し、サケふ化事業者として運営してきた経過があり、今後の安定的、継続的運営のために耐用年数を過ぎた設備の「改築」への支援が必要である。

しかし、現制度は比較的規模の大きな経営体に合わせた制度設計となっており、小規模で経営基盤が脆弱なふ化事業者が多い本県では、当該制度の活用が困難な場合が多く、事業者は耐用年数を過ぎた施設設備を大事に使って運営してきた経過がある。「水産業強化支援事業」の施設整備において対象となる「改築」は「著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもの」となっており、耐用年数の期間内であることが要件となっている。

その結果、継続使用が可能な施設であるにも関わらず、本事業の「新築」での対応が必要となり「改築」に比べ多額の費用を要するケースが生じることも考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「改築」の要件が緩和されれば、耐用年数を超える多くの施設において制度が利用可能になり、「改築」によりその施設の長寿命化や費用逓減、機能向上を図ることができるようになる。ポンプやふ化槽など機械設備を改築することによって、最新の機器や技術を使えることになり、省エネによる費用軽減効果や新技術によって効率的な生産が可能になるなど機能向上の効果が期待できる。

以上のように、制度が改正されることによって得られる効果が大きいと考えられ、その必要性が大いに認められる。

根拠法令等

水産関係地方公共団体交付金等交付要綱
水産関係地方公共団体交付金等実施要領
水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、広島市

○本市の種苗生産施設は昭和 50 年代に整備され、多くが築 35 年以上経過しており老朽化や劣化が激しく、修繕必要箇所が増加している。施設では、水産資源の維持増殖に必要な重要魚介類の種苗生産やカキ養殖業等漁業者への技術指導等を実施しているが、今後の安定的、継続的運営のために設備の「改築」への支援が必要である。

「水産業強化支援事業」の施設整備において対象となる「改築」は「著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもの」となっており、耐用年数の期間内であることが要件となっている。

その結果、継続使用が可能な施設であるにも関わらず、本事業の「新築」での対応が必要となり「改築」に比べ多額の費用を要するケースが生じることも考えられる。

「改築」の要件が緩和されれば、耐用年数を超える多くの施設において制度が利用可能になり、「改築」によりその施設の長寿命化や費用逓減、機能向上を図ることができるようになる。ポンプやふ化槽など機械設備を改築することによって、最新の機器や技術を使えることになり、省エネによる費用軽減効果や新技術によって効率的な生産が可能になるなど機能向上の効果が期待できる。

以上のように、制度が改正されることによって得られる効果が大きいと考えられ、その必要性が大いに認められる。

○県内の漁協が国庫補助事業で整備した種苗生産施設や中間育成施設は、老朽化のため高額な改修費を要する事例が増えてきている。近年、遊漁者及び組合員の減少に伴い内水面漁協経営は悪化しており、自費での改修が困難な状況となっている。具体的な事例として、平成4年度に内水面漁業振興施設整備費により種苗生産をするための施設を整備した漁協では、発電機等の設備機器が老朽化により使用できなくなっており、不慮の停電があれば大きな損害を受ける可能性がある。飼育水槽に比べ設備機器等の耐用年数は短く、施設を維持するためには更新が必須であることから、「改築」の範囲を見直し、設備機器の更新を支援するためのメニューが必要である。

各府省からの第 1 次回答

整備後の施設の利用者が応分の費用を負担することが原則である。

水産業強化支援事業についても通常の修繕や機能維持等に必要な改築に要する経費について、施設の更新も想定し、整備後の施設の利用者から利用料等を徴収するなどしてその費用を負担すべきものであると考えている。

水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について(平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2630 号)に基づき、「改築」における施設の再生については、①著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるものであり、②新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られ、かつ、③当該施設の利用状況が適切であるものに限られる。

これは、施設の立地条件等の要因により、著しく損耗し、法定耐用年数が経過していないにもかかわらず、施設の再生を行わざるを得ない特殊な事情を有する場合に限り、事業実施者の費用負担を軽減するためのものとされている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案のサケふ化施設の整備者が、そもそも施設の利用者であり、利用料等の徴収は想定されておらず、また第三者の利用も想定されていない。以前から、整備者以外の海面漁業者からの協力金を維持修繕費用に充てる取り組みを進めているが、漁獲量の関係から十分な整備が実施できない状況である。

当施設を運営するための主な収入源は、県が実施する放流魚の買上げ費(全体の3分の1程度)と余剰卵(ふ化事業に供しない余った卵(イクラ))等の売却費であり、現状において、規模の大きいふ化場でなければ利益が出ない状態となっている。

サケふ化事業に取り組む事業者の多くは小規模で経営基盤も脆弱であるため、設備の修繕や機能維持等に必要改築に要する経費まで十分に回せる状況とはなっておらず、これに加えて、なお「新築」による対応は困難である。

また、本県のサケふ化施設は昭和 50 年代に整備され、多くが築 40 年以上を経過しているが、躯体等の大部分は継続使用に耐えており、費用が掛かり増しする可能性の高い「新築」により対応することは財政的に不合理であると考えられる。

サケふ化事業は公共事業的側面が強く、利益が出にくい構造となっている。ぜひ支援をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【広島市】

産地の魚価低落や燃油価格の高騰で漁業経営が悪化している中、生産経費に加えて施設整備費の一部を漁業者に負担させることは困難である。

このため、老朽化した種苗生産施設の更新については、自治体や漁業者だけの財源では不可能であり、持続的な水産産業を推進していくためには、国の支援が必要である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

三位一体改革により、さけます放流事業及び栽培漁業に関する補助事業予算については、平成18年度に税源移譲されており、都道府県が自主的に実施することとなり、国は、都道府県単独では解決の見込めない全国的な共通課題についての技術開発や実証事業を行うこととなっている。そのような中で、関係者の初期投資の負担軽減を図るため「浜の活力再生・成長促進交付金」の中で施設の整備(新設)を支援の対象としているところである。このため、一般に補助による受益者がいる場合、これらの受益者が負担すべきと考えられる施設の維持費や修繕費を対象とすることは困難である。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(12)水産業強化支援事業

水産関係地方公共団体交付金等実施要領に基づく水産業強化対策整備交付金については、地方公共団体等における円滑な事業の実施に資するよう、対象となる施設の改築の内容を明確化し、地方公共団体に令和元年度中に周知する。